ＴＯＰＰＡＮホールディングス株式会社

株主の皆様へ

株式分割に関するご案内

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、2026 年 9 月 30 日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主様がご所有の普通株式を、1 株につき 2 株の割合で分割いたしました（効力発生日：2026 年 10 月 1 日）。

本件について株主様にご理解いただけるよう、よくあるご質問をまとめましたので、ご参照ください。

＜よくあるご質問＞

1. 株式分割について

Q1. 株式分割を実施する目的は何ですか。

投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家の皆様が当社株式に投資しやすい環境を整え、当社株式の流動性の向上および投資家層の拡大を図ることを目的としています。

Q2. 最低投資金額への影響はありますか。

1 単元の株式数は 100 株のまま変更ありませんが、1 株当たりの株価は理論上 2 分の 1 となるため、最低投資金額も理論上 2 分の 1 となります。

（ご参考：株式分割前の当社株価が 5,000 円である場合の試算）
株式分割前の最低投資金額：5,000 円（株価）× 100 株（単元株式数）＝500,000 円
株式分割後の最低投資金額：2,500 円（株価）× 100 株（単元株式数）＝250,000 円

Q3. ご所有株式の資産価値に影響はありますか。

株式分割の前後で会社の資産や資本に変更はありません。ご所有株式数は 2 倍となる一方、1 株当たりの価値は理論上 2 分の 1 となるため、株式市況の動向等の他の要因を除けば、ご所有株式の資産価値の総額は理論上同程度となります。

Q4. 受け取ることができる配当金はどうなりますか。

ご所有の株式数は 2 倍となりますが、1 株当たりの配当金は 2 分の 1 となりますので、業績の変動など他の要因を除けば、株式分割を理由として株主様がお受け取りになられる配当金の総額が変動することはありません。

なお、今回の株式分割は、2026 年 10 月 1 日を効力発生日としておりますので、2026 年 9 月 30 日を基準日とする 2027 年 3 月期の中間配当は、株式分割前の株式を対象として支払われます（配当予想：1 株当たり 29 円）。

Q5. 株式分割後のご所有株式数と議決権数はどうなりますか。

株式分割後のご所有株式数は、2026 年 9 月 30 日時点のご所有株式数に 2 を乗じた株式数となります。議決権数は、分割後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。

	効力発生前 （2026 年 9 月 30 日まで）			効力発生後 （2026 年 10 月 1 日以降）		
	所有株式数	うち、単元未満株式数	議決権数	所有株式数	うち、単元未満株式数	議決権数
①	100 株	―	1 個	200 株	―	2 個
②	50 株	50 株	―	100 株	―	1 個
③	25 株	25 株	―	50 株	50 株	―
④	125 株	25 株	1 個	250 株	50 株	2 個

Q6. 株式分割に伴い、株主自身で手続きが必要ですか。

特段のお手続きは必要ありません。

Q7. 株式分割に伴う売買停止期間はありますか。

売買停止期間はありません。株式分割前の株価・株式数によるお取引は 2026 年 9 月 28 日（月）まで、株式分割後の株価・株式数によるお取引は 2026 年 9 月 29 日（火）からとなっています。

Q8. 株式分割のスケジュールを教えてください。

2026 年 8 月 27 日　取締役会決議日
2026 年 9 月 28 日　分割前の株価・株式数による売買の最終日
2026 年 9 月 30 日　株式分割の基準日
2026 年 10 月 1 日　株式分割の効力発生日

2. 株主優待制度について

Q9. 株式分割後の株主優待制度はどうなりますか。

2027 年 3 月 31 日時点の株主名簿に記載または記録された株主様への株主優待から、保有株式数の基準は次のとおりとなります。優待内容および実質的な優待条件に変更はありません。
詳しくはこちらをご覧ください。

分割前の 保有株式数	分割後の 保有株式数	継続保有 3 年未満	継続保有 3 年以上※
100 株から 499 株	200 株から 999 株	・「ブックライブ デジタル図書券」2,000 ポイント	左記に 1,000 ポイント追加（計 3,000 ポイント）
500 株以上	1,000 株以上	・「ブックライブ デジタル図書券」2,000 ポイント	左記に 1,000 ポイント追加（計 3,000 ポイント）
		・株主優待カレンダー（ハガキでのお申し込み）	

※2025 年 3 月末日の基準日以降、200 株以上(2026 年 10 月 1 日を効力発生日とする株式分割前は 100 株以上)保有かつ 3 月末及び 9 月末を基準日とする株主名簿に、同一の株主番号で連続して 7 回以上記載された株主様

Q10. 株式分割に伴う、優待の対象株数の変更はいつからですか。

2027 年 3 月 31 日時点の株主名簿に記載または記録された株主様への株主優待から適用されます。

Q11. 長期保有者優待の継続保有期間は引き継がれますか。

株式分割によって株主番号が変更されるものではないため、同一の株主番号で保有を継続している限り、株式分割前の保有期間は引き継がれます。詳しくはこちらをご覧ください。

◆お問い合わせ先◆
株式分割に関しましてご不明な点は、お取引の証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

＜株主名簿管理人・特別口座の口座管理機関＞
三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部
〒183-0044 東京都府中市日鋼町 1-1
電　話　：　0120-232-711（通話料無料）
　　042-204-0303（通話料有料）

以上